

(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 (仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備の基本計画策定に向けて、様々な立場から広く意見を聴取することを目的として、奈良県教育委員会に(仮称) 奈良県立特別支援学校移転整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の委員は、(仮称) 奈良県立特別支援学校の施設設備及びその他事項について意見を述べる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 11 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長は、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議の上決定する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱による最初の会議は、教育長が招集する。